

新町の名称募集要項

1. 募集目的

新町の名称については、住民の関心も高く、また住民生活等に最も身近な事項でもあることから、住民の方々から幅広く「新町の名称」を募集し、2町の合併に対してより一層関心を高めていただくと共に、住民参加のまちづくりを一層推進することを目的とする

2. 応募条件

- ①応募資格・・・特に制限はしないが、応募は1人1点とする
- ②名称条件・・・(1) 漢字、ひらがな、カタカナにより表記する(漢字はふりがなを記載)
(2) 2町の現在の名称も使用できる
- ③応募方法・・・応募専用はがき(料金受取人払)、官製はがき、ファックス、電子メール
 - 応募専用はがき、官製はがきの場合
〒529-1380 愛知郡愛知川町大字愛知川72番地 愛知川町役場内
秦荘町・愛知川町合併協議会事務局あて 郵便ポストに投函
 - ファックスの場合
FAX 0749-42-7677へ送信
 - 電子メールの場合
秦荘町・愛知川町合併協議会ホームページにアクセスし、応募専用フォームから応募する
- ④記載事項・・・(1) 新しい町の名称
(2) 新しい町の名称の理由(簡潔、明瞭に記載すること)
(3) 住所、氏名(ふりがな)、電話番号

3. 募集期間

平成16年2月6日(金)から平成16年3月12日(金)まで
(※はがきの場合締切当日消印有効)

4. 募集の広報

- ①募集チラシの全戸配付(専用応募はがき付き)
 - (1) 区長、総代による2町全戸配付 秦荘町:2月6日(金) 愛知川町:2月13日(金)
 - ・秦荘町全戸配付数2,062部 直送 120部
 - ・愛知川町 3,518部 直送 530部 ※平成15年12月1日現在
 - (2) 募集チラシに印刷する応募はがき(郵便料金受取人払)の枚数 4枚

- ②募集チラシ(ポルトガル語のチラシ含む)を2町の公共施設等に配付
- ③募集ポスターの作成、掲示
- ④協議会だよりへの募集記事掲載
- ⑤合併協議会ホームページへの募集記事掲載
- ⑥2町の広報紙および防災行政無線での広報

・2町の公共施設等配付場所

秦 荘 町：役場住民課窓口、ハーティーセンター秦荘、いきいきセンター、総合センター、
秦荘けんこうプール、図書館、商工会事務局
愛知川町：役場住民課窓口、中央公民館、図書館、川久保保愛館、山川原会館、愛の
郷、愛知川駅、商工会事務局、愛知高校

・2町の事業所・大規模商業施設等に配付

5. 応募作品

- ①応募された作品の一切の権利は、協議会に帰属する
- ②応募作品をそのまま使用することが困難な場合、必要最低限の修正を加える
- ③応募作品は返却しない

6. 新町名の決定方法

小委員会

- ①第1次選定・・・小委員会において、応募作品の中から「選定基準」に基づき、小委員会委員全員が1人5点を投票により選定する
- ②第2次選定・・・選定された応募作品の中から5点程度に絞り込む

協 議 会

- ③協議会に、応募があったすべての名称と、住民アンケートの候補となる名称の報告を委員長が行う
- ④住民アンケートを実施し、協議会へアンケートの集計結果を報告し、協議会において協議の上決定する

7. 応募結果の公表

応募された名称は、協議会だよりおよびホームページで公表する

8. 記念品贈呈

記念品当選者の選定方法

- ① 当選者数および記念品
 - ・応募者の中から抽選で10名に、それぞれ5千円分の全国共通商品券を贈呈する
 - ・名称採用者の中から抽選で1名に、5万円分の全国共通商品券を贈呈する
- ② 当選者の決定方法

- ・有効名称応募者の中から抽選で10名を決定する
- ・新町の名称として採用された作品の応募者の中から、抽選で1名を決定する

③抽選の方法

- ・抽選は、新町の名称が決定した協議会の場において公開で行う
- ・採用者のうち1名の当選者抽選方法は、抽選箱の中に新町の名称に採用された名称を応募したはがき(メール等の応募は、応募はがきに転記)を入れ、会長が抽選を行う
- ・応募者のうち10名の当選者抽選方法は、抽選箱の中に名称を応募したはがきのうち有効のはがき(メール等の応募は、応募はがきに転記)を入れ、会長、副会長、小委員会委員が順次抽選を行う

④記念品の贈呈

- ・記念品の贈呈は、当選者に郵送(簡易書留)する。ただし、採用者のうち1名の当選者については、後日会長が当選者に直接贈呈する

⑤抽選結果の公表

- ・当選者は、「協議会だより」および「ホームページ」で公表する